

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第16号

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。